

期限

重点地区内

景観計画区域内(※重点地区内を除く)

建築計画等

事前相談(※1)

行為着手の  
80日前まで

事前協議(※2)

事前協議結果通知

適合

不適合

青森市  
景観審議会

助言・指導(※3)

計画・設計へ反映(※4)

行為着手の  
50日前まで

行為の届出(※5)

適合

不適合

指導

青森市  
景観審議会

有

計画・設計へ  
反映

是正

無

勧告・公表(※6)

変更命令(※7)

罰則

適合通知 (行為着手の制限の解除)

行為の着手(※8)

行為の完了届出(※9)

## 手続きフロー図の解説

- ※1. 重点地区の内外によらず、行為の実施計画時点で、事前相談してください。
- ※2. 重点地区内の行為の計画にあたっては、事前相談後、必ず市へ事前協議してください。  
事前協議申出書は、行為に着手する 80 日前まで(かつ、届出の前まで)に、所定の用紙に必要な事項を記入し、図面等必要書類を添付して提出してください。
- ※3. 事前協議の内容が青森市景観形成基準に適合していない場合には、市から指導又は助言があります。
- ※4. 重点地区内行為の事前協議の結果、市から指導又は助言があった場合には、景観形成基準に適合するよう、その行為の計画や設計の変更を行った上で、届出書を提出してください。
- ※5. 届出書は、行為に着手する 50 日前までに、所定の用紙に必要な事項を記入し、図面等必要書類を添付して提出してください。
- ※6. 届出に係る行為が青森市景観形成基準に適合していない場合には、届出を受け付けた日から 30 日以内に市が必要な措置をとるよう勧告を行うことがあります。適合している場合もお知らせします。  
なお、勧告を受けた人が勧告に従わないときには、氏名などを公表することがあります。
- ※7. 色彩などの意匠の制限に適合しない行為については、市長が必要と認めるとき、届出者に対し変更命令を行うことがあります。これに従わない場合には、罰則もあります。
- ※8. 行為の届出から 30 日以降又は適合通知書が出された日以降でなければ、行為に着手することができません。
- ※9. 重点地区内の行為が完了したときは、所定の用紙に必要な事項を記入し、行為が完了したことが分かるカラー写真を添付して提出してください。
- ※10. 事前協議の結果通知後、または届出の適合通知後に計画や設計に変更のある場合は、変更に係る行為に着手する 50 日前まで(事前協議の場合は 80 日前まで)に、すみやかに変更の手続きをしてください。(事前協議による市からの指導・助言による変更を除きます。)